

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日 法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

他にも差別解消に向けた法律が制定されています。

○障害者差別解消法

この法律は、「不当な差別取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務づけることによって、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認めながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

○ヘイトスピーチ解消法

この法律は、「本邦外出身者」に対する不当な差別言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本施策を定め、これを推進しようとするものです。

発行元：篠山市市民生活部人権推進課

部落差別解消推進法が 施行されました

「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に公布・施行されました。

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的としています。

部落差別とは 出身を理由にした、いわれのない差別

部落差別は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に不合理な扱いを受け、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど日本固有の重大な人権問題です。



部落差別は許されません！



住宅を買う・借りる際に
同和地区の有無を調べることは
部落差別です！

採用において、
部落出身者かどうかを
調べてはなりません！



部落出身者であることを理由に
結婚を断ることは絶対に
許されません！

そっとしておけば
自然に部落差別はなくなると
考えるのは誤りです！



篠山市は部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さないまちをめざしています

部落差別に関する様々な人権問題が起きています

差別につながる身元調査等

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。

プライム事件

平成23年11月に発生したプライム総合法律事務所の関係者が戸籍等の個人情報を大量に不正取得していた事件、いわゆるプライム事件は、身元調査等のために不正取得が行われました。戸籍謄本等の不正取得を行った同社の社長らが逮捕され、有罪判決を受けました。

インターネット上の差別書き込み

インターネットの匿名性・拡散性を悪用し、掲示板に同和地区やその関係者への誹謗中傷を書き込んだり、差別を助長する目的で、同和地区と称する地名の一覧をウェブサイトに掲載したりする行為が発生しています。

「部落地名総鑑は」昭和11年に政府の外郭団体が作成した「全国部落調査」をもとに作られました。

電子版部落地名総鑑

これを使った身元調査により、多くの就職差別や結婚差別を生み多くの人々を苦しめてきました。また、平成28年2月に川崎市の出版社による「全国部落調査」の復刻版のネット販売開始に始まり、電子版「部落地名総鑑」がネット上に流出する事態にまで至りました。

寝た子を起こすな

「寝た子を起こすな」とは「何も知らない人にわざわざ知らせる必要はなく、そっと放置しておけば自然に解決する」という考え方です。差別の問題をそっとしておいても、私たちの正しい理解と認識は深まっていかないばかりか、かえって社会の誤った認識や偏見により差別心が強められることがあります。

篠山市人権意識調査から

平成28年度に実施した篠山市人権意識調査では、「寝た子を起こすな」理論が住民学習会や人権講演会などへの参加が少ない人ほど根強いことが分かりました。

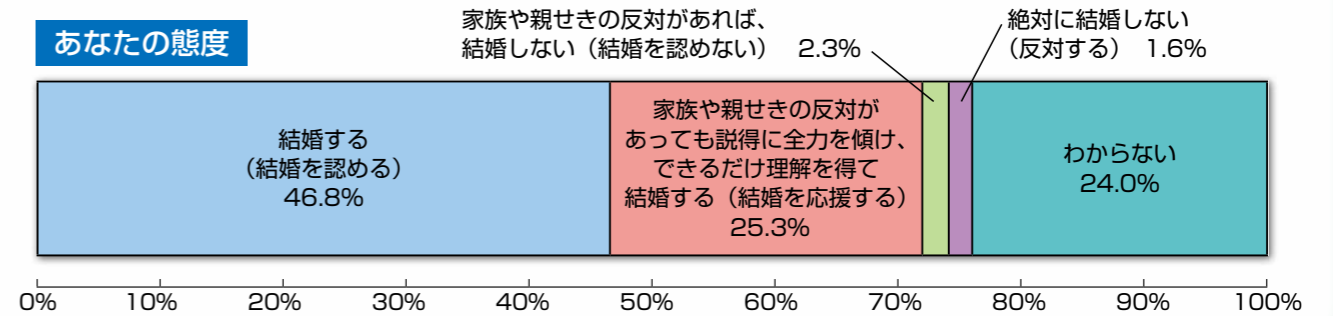
結婚・就職等における差別

同和地区出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取り扱いを受けるなどの事案が発生しています。

篠山市では、平成28年度に実施した人権意識調査から同和地区の人との結婚について、まだまだ差別意識が残っている調査結果が出ました。

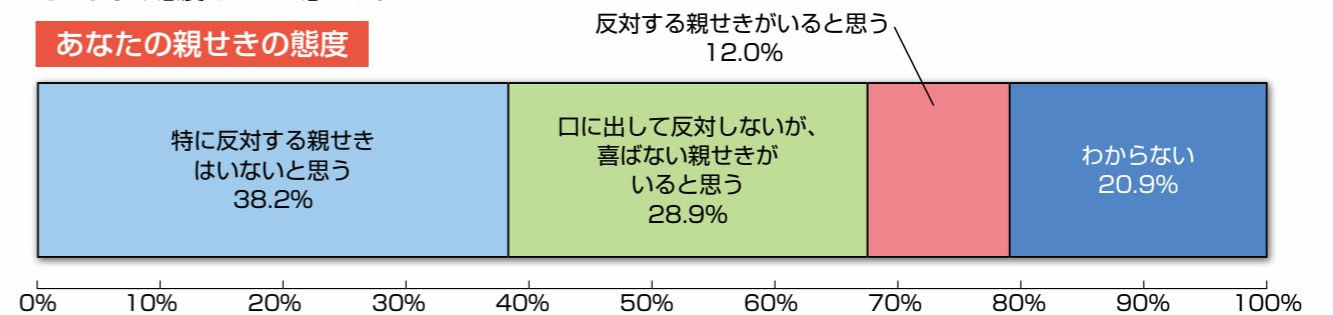
あなたやあなたのお子さんが結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか

あなたの態度



あなたやあなたのお子さんが同和地区の人と結婚しようとした場合、あなたの親せきはどのような態度をとると思いますか

あなたの親せきの態度



あなたの態度 では、「結婚しない」選択肢の合計が3.9%と低いですが、**あなたの親せきの態度** になると「反対する親せきがいる」12%、「喜ばない親せきがいる」28.9%と高くなっています。これは、自分は気にしないが、周囲の反応は違うであろうという感覚の表れです。

篠山市では、篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例を定め、部落差別をはじめあらゆる人権課題の解決に向けた取り組みを推進しています。

インターネットモニタリング

篠山市に関わる差別書き込みの拡散を防止し、差別事象に対する初動体制の確立を図るため、インターネット上の掲示板等を定期的(月1回)に監視するインターネットモニタリングを平成30年4月から実施しています。

篠山市(地名含む)、篠山市民で被害者を特定できる差別書き込みを発見した場合は、関係機関と連携して削除要請等を行います。

事前登録型本人通知制度

本人等の代理人や第三者からの住民票の写しや戸籍謄本などの交付請求に対し、証明書を交付した事実を、事前に登録されている方に郵便でお知らせする制度です。

この制度を実施することで、証明書の不正請求の早期発見や抑止効果を図ることができ、個人の権利の侵害防止につながります。

継続的な学習

住民学習会、人権講演会、市ホームページなどを通じて、「寝た子を起こすな」理論解消に向けて、正しい理解と認識を深めていくように努めます。

人権相談

身近な相談窓口として、人権や生活上のさまざまな相談をお聞きします。必要に応じて関係機関へつなぎます。秘密は必ず守ります。



相談窓口	電話	時間
人権推進課(第2庁舎 1階)	079-552-6926	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00
畑ふれあい館	079-552-4401	
日置ふれあい館	079-556-2850	
西紀ふれあい館	079-593-0093	
味間ふれあい館	079-594-1003	
古市ふれあい館	079-594-1001	

